## 会 議 記 録

会議名称			第 2 6 回 杉 並 区 環 境 清 掃 審 議 会
H		時	平成19年12月7日(金)午後3時00分~午後4時44分
場所		所	産業商工会館 講堂
出席者	委」	員名	丸田会長、青山委員、馬奈木委員、はなし委員、小倉委員、岸委員、柳澤委員、岩島委員、山室委員、奥山委員、岡田委員、山名委員、小池委員、内藤委員、大澤委員、奥委員、境原委員 (17名)
	区	側	環境清掃部長、環境課長、環境都市推進担当課長、清掃管理課長、 ごみ減量担当課長、杉並清掃事務所長、方南支所担当課長
傍聴者数		数	1名
配付資料等	事	前	「(仮称)杉並区レジ袋有料化等の取組を推進する条例の考え方と主な内容 について」 「広報すぎなみ」平成19年10月11日号・1面コピー
守	当	日	
	会議次第		第26回杉並区環境清掃審議会 1 会長あいさつ 2 議 題 (1) (仮称) 杉並区レジ袋有料化等の取組を推進する条例の考え方と 主な内容について 3 その他

# 主要な発言

- (仮称) 杉並区レジ袋有料化等の取組を推進する条例の考え方と主な内容 について
- 事業者の公表について、どういう広報をされて、また企業名あるいは店舗名 などを細かくだすのかどうか。
- ・レジ袋有料化に準じた効果とは、具体的には有料化と違ってどの程度のもの を期待してこのような表現になっているのか。
- ・区の支援について、費用的・人的なものも含めてどのような範囲のものを想 定されているのか。
- ・事業者向けの説明会が行われたということだが、条例化して締めつける形というのは事業者にとっては相当なプレッシャーになるのではないか。どのような結果だったのか。
- ・区民等の責務として、マイバックを持参するなどして、レジ袋の使用抑制に 努めるとあるが、一歩踏み込んでレジ袋を積極的に断るというようなこと も、盛り込んでもいいのではないか。
- ・レジ袋有料化による収益金の還元について、その使途については自主的判断 を尊重するということになっていて、環境保全の施策に寄付をするという選 択肢のほかに、どんなことが考えられるのか。
- ・有料化で消費者も事業者も不利になると思う。その不利を乗り越えて環境を よくするためにやるんだということを、最初の目的に大いに盛り込んでほし い。
- ・レジ袋はごみになって出ていくという部分がかなりあって、家庭ごみの戸別 収集と有料化とリンクしていると思うが、ごみとなるレジ袋が減ってくれれ ば、有利になるという面のあるのではないか。
- ・区との協定等について、具体的にどのようなことを想定しているのか。協定 の位置づけ等について教えてほしい。

	第26回環境清掃審議会発言要旨 平成19年12月7日(金)		
発言者	発言要旨		
環境課長	こんにちは。お忙しい中をお集まりいただきましてありがとうございます。		
	定刻になりましたので、第26回環境清掃審議会の開会をお願いしたいと思いま		
	す。		
	本日は、前回11月22日開催の第25回環境清掃審議会におきまして、「(仮称)杉		
	並区レジ袋有料化等の取組を推進する条例の考え方と主な内容について」、ご意見		
	を伺うということとされましたので、スケジュールの関係もありまして、1月では		
	なく、今月12月に本審議会を開催するものでございます。		
	それから、開会に当たりまして、事務局で本日の委員の出席状況のご報告をいた		
	します。現在、事前に連絡がございました4人の方、それからあと2名の方を合わ		
	せて6名の方が来られておりませんが、定足数は過半数でございますので、本日の		
	会議は有効に成立するものでございます。		
	また、傍聴の申し出は1名の方からいただいております。		
	次に、資料の確認でございますが、2点ございます。事前に送付をさせていただ		
	きました「(仮称)杉並区レジ袋有料化等の取組を推進する条例の考え方と主な内		
	容について」ということでA4の3枚つづりのものと、それからもう一点、「広報		
	すぎなみ」平成19年10月11日号の1面のコピーでございます。不足の人がありまし		
	たら、お申し出をいただきたいと思います。よろしいでしょうか。		
	それでは、会長、開会よろしくお願いいたします。		
会長	では、ただいまから第26回の杉並区環境清掃審議会、開催いたします。		
	ただいま環境課長の方からご案内ありましたとおりに、また、皆さん方にも開		
	催通知で今日の審議会の開催についての理由等もあわせてお示ししたと思います		
	が、次回の1月16日の審議会で、本日予定されておりますレジ袋の有料化等に関		
	する報告というものが出ましたから、それに対してのいろいろな皆さん方からの		
	ご意見を頂戴したいと思っておりましたところ、スケジュール的に間に合わない		
	というようなことから、本日急遽開催させていただきました。		
	皆さん方、師走のいろいろスケジュールも詰まっておられるところ、恐縮でご		
	ざいますが、どうぞよろしくお願いしたいと思います。		
	前もって「(仮称)杉並区レジ袋有料化等の取組を推進する条例の考え方と主		
	な内容について」という冊子も、先日の審議会に加えて送付されていると思いま		
	すが、あわせてご検討いただけると思います。どうぞよろしくお願いいたしま		

す。

では最初、ご説明の方をごみ減量担当課長からお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

ごみ減量担当

ごみ減量担当課長です。よろしくお願いいたします。

課長

今日はお忙しい中ありがとうございます。前回25回の当審議会で、「(仮称) 杉並区レジ袋有料化推進条例検討会」の報告の概要をご説明したところでございますけれども、今日は時間をいただきまして、お手元の「(仮称) 杉並区レジ袋有料化等の取組を推進する条例の考え方と主な内容について」ご説明したいと存じます。

それと、今お手元の方に杉並区の広報がございますので、あわせてご覧になっていただきたいと思います。広報の左側の写真の下に「これまでの経過」ということが書いてございます。14年3月にご承知のとおり、レジ袋税条例が制定されてございます。また14年5月には、杉並区レジ袋削減推進協議会が設立されてございます。また16年11月には、同協議会が区長それから議長ヘレジ袋有料化を推進する、要請書を提出されているという事実経過がございます。

また18年6月には、杉並区レジ袋有料化モデルの検討会を設置してございます。 また皆様ご承知のとおり、今年の1月から3月になりまして、サミット成田東店に おきまして、レジ袋の有料化の実証実験がされたということでございます。当初か ら80%のマイバッグ率を超えたというような報道もあったというようなことでござ います。また今年の3月には、さらに杉並区のレジ袋有料化のモデルの検討をする ということで検討された中で、最終報告がされてございます。

また5月には「(仮称) 杉並区レジ袋有料化推進条例検討会」が設置され、また8月から9月にかけましては、いなげやの杉並新高円寺店で、またオリンピックの高井戸店の食品フロアで、レジ袋有料化に向けての事業が実施されたということがございます。

その後、経過でございますが、10月22日に区民説明会ということで、高井戸地域 区民センターで行ってございます。また10月29日につきましても、第2回の区民説 明会でございますが、阿佐谷地域区民センターで行ってございます。また、事業者 に対する説明会でございますが、11月14日、この当会館の商工会館の方で実施した ところでございます。

では、ちょっと内容に入りますので、座ったままさせていただいてよろしいでしょうか。

それでは、お手元に、既に全員に配付しました「(仮称)杉並区レジ袋有料化等

の取組を推進する条例の考え方と主な内容について」ということで、今1枚めくっ ていただきますと、それぞれの項目が書いてございます。

まず、条例の全体像でございますが、大きく4つの特徴がございます。それは第 1点は、すべての事業者に対してレジ袋有料化等の取り組みによって、レジ袋の削減の努力義務をお願いしているところでございます。

第2点は、レジ袋の年間使用枚数20万枚以上の飲食料品小売業をレジ袋多量利用 事業者と定めまして、レジ袋の有料化等の計画書及びレジ袋の削減結果報告書の提 出をお願いしているところでございます。また、第3点目ですが、条例の実効性の 担保をするために立入調査をしたり、また指導及び助言を行うということができる ということにした点でございます。

それから、第4には、有料化を実施する事業者には、区の支援や優良事業者として公表することも盛り込んでございます。また、計画書等の提出義務を履行しない事業者、あるいは虚偽の報告、そういった事業者を公表するとともに、取り組みが著しく不十分な事業者も公表するということを定めてございます。

以上が、主な条例の構成となってございます。それでは、内容について説明させていただきます。

まず、第1の条例の目的でございます。これは持続的な発展が可能な社会を構築するということを基本理念として考えてございまして、環境に負荷を与える象徴の1つとしてのレジ袋を削減するために、これを有償で提供する事業者の取り組みを推進し資源の循環型社会を形成する、そういったことを目的にしてございます。つまり、レジ袋有料化の実証実験でも明らかのように、有料化すれば、80%以上の方が買い物にマイバッグを持参し、レジ袋をもらわない。この行動を通して、環境を大事にする、そういった意識を育てていきたいと考えているところでございます。

それから、大きな2番目の定義でございますが、基本的には杉並区の自治基本条例及びレジ袋税の条例がございますので、その定義を準用してございます。また、3の責務でございますが、区内ですべての事業者にレジ袋有料化等の取り組みによってレジ袋の削減に努めるよう、努力義務をお願いしまして、区民が一体となりまして後押しする。そういった規定になってございます。

それから、大きな4番目でございますが、これが今回の条例のポイントということになりますが、①で飲食料品小売業を営む事業者のうち、レジ袋年間使用枚数が20万枚以上の事業者をレジ袋多量利用事業者と定めまして、レジ袋有料化等の取り組みを行うことを義務づけているところでございます。

また、②でマイバッグ等の持参率60%以上を達成する。これはレジ袋有料化等の計画書の提出を義務づけてございます。ここでは原則としまして、レジ袋有料化の取り組みをしていただき、どうしても有料化できない場合は、これにかわる取り組みの計画書の提出も認めているというところでございます。

③では、計画書を提出した翌年より、毎年、またレジ袋の削減結果報告の提出を するよう求めているところでございます。そういったことで、この条例のポイント になってございます。

次に、大きな5番目でございますが、「その他の事業者等について」でございますけれども、レジ袋多量利用事業者以外の事業者及び商店会は、任意にレジ袋有料 化等計画書を提出できることとしまして、計画書を提出した事業者及び商店会に は、レジ袋削減結果報告書を提出することと定めてございます。

また、6番の「区の支援について」でございますけれども、職員の派遣など人的 支援と実施にかかる費用の一部を助成することができるということも定めてござい ます。

次に7番目でございますが、「区との協定等について」でございますが、レジ袋 有料化等の取り組みを行う事業者は、必要であるならば、区と協定等を結んで実施 することができるという規定になってございます。

また8番の「区の立入調査、指導及び助言について」でございますが、条例の実 効性を担保するために、記載の立入調査及び指導、助言ができるという規定でござ います。

9の「レジ袋有料化による収益金の還元について」でございますが、基本的には 事業者の自主的な判断を尊重するということになってございます。また、環境の保 全に対する施策等のために寄附をしていただければ、その事実を公表する制度とな ってございます。

それから、大きな10番の「事業者の公表について」でございますが、1つはレジ袋有料化等の取り組みを行う事業者及び商店会を優良事業者として推奨する意味で公表させていただきます。また、他方、計画書等の提出義務を履行しない事業者及び虚偽の報告をした事業者を公表するという規定になってございます。また②では、レジ袋の削減の取り組みが著しく不十分な事業者もございますが、これも第三者の判断等のもとに公表することができると、そういった制度を考えているところでございます。

以上が条例の考え方と主な内容でございます。これで説明を終わらせていただき

ます。

会長

ありがとうございました。

では、部分というよりは総括的にご意見を頂戴したいと思いますので、どうぞどの点からでも結構ですので、よろしくお願いします。

N委員からよろしくお願いいたします。

N委員

3ページから4ページにかけて、公表ということが何度か出てきているんですが、公表する場所ですね、ホームページあるいは広報なのか、それとも区役所まで行かないとわからないというものなのか、その公表の方法と、それとこの公表によって、ある程度の罰則を期待しているとお考え、特に②番ですね。これはちょっと罰則的な意味も含めているのかなと思いますので、そういう意味と、それから①の方は表彰という意味もあるのかなという気はしますが、そういう点でどういう広報の仕方をされて、また企業名あるいは店舗名などを細かくきちんと出すのかどうかというところを教えてください。

ごみ減量担当 課長

公表のことでございますが、基本的には広報を通じてお知らせをするということになってございます。また、公表の仕方につきましても、これからどのようにするかについても十分検討をしていかなくちゃならないと思いますが、そういったことが相手に対する不利益というようなことにもなるかもしれませんので、その辺は慎重に検討していきたいと存じます。

会長

N委員、よろしいですか。

N委員

その公表についてということは、ある程度10番ということで、割としっかりと、 これはこのシステムの最後の締めですよね。この部分ということでいくと、私が読 んだ限りではやっぱりあいまいに大変感じたんですね。

それで、いろいろな自治体がこれを行っていて、罰則をつくっているところもあるようなのですが、杉並区としては本当に一番最初に、日本でも一番最初にレジ袋について取り組んだ自治体だと、すごく期待をされている区民も多いと思うんですが、もう少しきちっとこの公表ということに関してははっきりさせた方が、このレジ袋推進ということで前向きに取り組んでいて、結構厳しくやっているんだよという姿勢が出せるんじゃないかなと思いますので、ここは余りあいまいじゃない方がいいような気がしまして、特に公表をどこで行うのか、どの程度の公表を行うのかということは、それが後ほどちょっと調整があったとしても、「などで」という言葉でも結構ですので、もう少し詳しくしていただいたら、区民としてはわかりやすくなるのかなと思います。希望でございます。

#### 会長

ありがとうございました。事務局の方から、参考にお答えをお願いします。

#### 環境清掃部長

現時点での考え方ということでご説明しますと、N委員のおっしゃるとおり、公表制度というのは非常に重要といいますか、慎重にやらなくちゃいけないんだというふうに私ども思っておりまして、先日の事業者に対する説明会の中でも、若干誤解があったんですけれども、公表制度の運用についてはいろいろ懸念をする声もございました。

いい意味で公表するという場合は、今課長から話があったように、例えば区の広報あるいはホームページ、あるいはほかの手段を通して区役所に掲示するとか、区の出先機関に掲示するとか、そういったことは考えていきたい。 具体的にその店舗名が当然わかるようにやっていきたいと思いますが、ペナルティーという意味での公表ということになりますと、企業の事業者の方にとっては非常にマイナスの効果といいますか、いわゆるCSR、社会的な責任というような観点から、非常に大きな影響を受けるということで、このペナルティーというような意味での公表の仕方は、もう少し十分慎重に検討したいと思っています。

その具体的なやり方としては、さきに検討会の報告書の中にも記述がありましたけれども、第三者機関の意見を聞くとか、そういうようなやり方をいろいろ検討しながら慎重な公表の仕方と、その事業者の名前をどこまで公表するのか。その辺についても、過去の例やほかの事例も参考にしながら、慎重な検討をしたいということでございます。

今の時点では、だから具体的にここまでこういう手続でこういう場所でやります よという、そこまでは具体的は申し上げられないということです。

## 会長 V委員

V委員、どうぞ。

質問になるんだと思うんですが。

まず、1ページ目の責務について、「レジ袋有料化又はこれに準じた効果が期待できる事業者の取組み」というふうに書いてある。これは多分2ページ目の4の②の(イ)のところの「レジ袋有料化に準じた効果が期待できる取組みを行う場合」、これと同じものだと思うんですが、具体的にはこれは有料化と違ってどの程度のものを期待してこのような表現になっているか、その1点をまずお聞かせ願いたい。

それから2点目は、「レジ袋多量利用事業者の義務について」というところで、 今ここに「レジ袋年間使用枚数20万枚以上の事業者」と書いてございます。まず、 区内にこの該当事業者がどのくらいあるのかということと、例えばこの該当事業者 が当然、計画書を出して20万枚以下になった場合に、その扱いは例えば1年ごとに計画書と報告書を出すわけですが、そのときに該当事業者から外れてしまうのかどうかですね。2年目に例えば19万枚になってしまったというときには、自主的に出さなくてもいい事業者になってしまうのか、その辺がちょっとこれだと読み切れないので、まずそれが2点目です。

3点目は、3ページ目の「区の支援について」ということで、「レジ袋有料化の 実施を支援する職員を派遣し、」と書いてございますが、この「派遣し、」という のはどの程度の支援がされるのか。費用的なものも含めて、あとは人的なものも含 めて、どのような範囲のものを現在では想定されているのか。

その3点、ちょっとお願いします。

どうぞ、回答をお願いします。

ごみ減量担当課長。

ごみ減量担当 課長

まず、2点目でございました多量利用事業者というところがございますが、平成17年度のマイバッグ等の持参調査がございまして、その報告によりますと、コンビニエンスストアが区内に198店舗ございます。それで、そこで1店舗当たり平均約26万枚余が使われてございます。また、スーパーマーケットが区内では32店舗ございまして、これも約同158万枚余が使われてございます。

したがいまして、これらの2つの業態は、年間でレジ袋の使用量が、総計の全体の約82%ぐらい、約1億枚余が占められている。そういったことになってございまして、そういった実態がございます。

環境清掃部長

取り組みですね、容器包装リサイクル法では、容器包装の合理化の例として、まずこの容器包装の有料化というのが例で挙げられているんですね。それ以外にはマイバッグ等の利用の促進、声かけ、ポイント制等の実施、あとは簡易包装化の実施とか、商品のはかり売りとか、いろいろ挙げられている中で、声かけであるとかポイント制等の実施というのは、今でも幅広くスーパーの事業者の方では行われている方向ですから、こういった方向をさらに効果が上がるようなやり方を工夫することによって、一定程度マイバッグ等の持参率は高まる見込み、そういう取り組みが、有料化以外の取り組みと考えています。

それから、必要な支援というのは、これは職員を派遣する場合も、私ども公務員ですので、公務員がスーパーマーケットやコンビニエンスストアに行って、仕事を 日常お手伝いするというようなことについては、一定の根拠がないとできないわけですね。ですから、区はそういった職員を派遣して応援をさせる根拠として、こう

9

会長

いう考え方といいますか条項が必要だということで、どの程度というのは、やはりだんだんこの有料化が広がってくれば、その規模は縮小してくるだろうというふうに考えています。

サミット成田東店やオリンピック高井戸店などは、私ども1週間なり5日間なり 動員して行きましたけれども。

V委員

先ほど4番目の多量利用事業者の、例えば報告義務ですよね。20万枚というのは、例えばコンビニエンスで小さいところで20万枚いくかいかないかのところは例えば切ってしまった場合、そういうときに報告義務の責務ですね。その扱い、これだと毎年報告する……。

環境清掃部長

毎年していただくのが、私どもいいと思うんですが、20万枚以下になった場合、 その取り扱いについては、事業者の方からの要望などを踏まえて、報告をしてもら うのがいいのか、あるいはその状況を確認するというような対応だけでいいのか。 それは今後の運用の仕方を考えていきたいと思います。

V委員

現在では、要するに明確なこの20万枚というのは、例えば今スタート時点は事業 者が決まりますよね。

環境清掃部長

スタート時点というのは、平成19年度の今年度の実績です。ですから、今年度20万枚以上使っている事業者の方は、来年度になるか、再来年度になるか、一定の目標を定めてもらって20万枚以下というか、60%ですね、マイバッグ等持参率60%以上の目標を掲げて、有料化かまたはそれになる取り組みをやっていただく、そういう感覚です。

V委員

それで、要するに達成した後は、例えば善意に解釈すれば、その方が継続的に自 主的に申請していただくのは当然いいわけですよね。申請しなくても可能になって しまうのかどうかという縛りの問題を聞いているんですね。

環境清掃部長

先ほども課長が申し上げたように、仮にこの20万枚以上使っている事業者が、すべて20万枚以下になれば、レジ袋は今1億2,000万枚ぐらい区内で使われていますけれども、もしそういう20万枚以下のというふうにみんななってくれば、6,000万枚、つまり半分以上は減ります。

ですから、私どもの条例を制定して運用していく中で、レジ袋が半減するというのが1つの目標として考えていますので、そういった大きな目標が達成できる見込みがあれば、その運用については弾力的に、柔軟にやっていければいいかなと思っています。

それだけ有料化が進んで、マイバッグの持参率が高まれば、まちを歩いている区

民の方、お買い物をする消費者の方はほとんどがマイバッグで、レジ袋を持っているのは恥ずかしいと、杉並区では恥ずかしいという状態になるだろうというふうに思っているんですね。ですから、そうなれば、もうだんだんレジ袋の削減というのは、一定の目的を達成できるんじゃないかということで考えております。

会長

C委員、どうぞ。

C委員

説明会が行われたということだったんですけれども、事業者向けだったと思うんですけれども、どのような結果だったのか、大まかなところをお聞きしたいと思います。

ごみ減量担当 課長

それでは事業者向けの説明会ですが、先ほどもちょっと経過をお話ししましたが、11月14日、当産業商工会館で行いまして、60人の方がこの場所においでになりました。

そこでは、皆さん基本的に反対ということではなくて、いろいろと実施時期、条例の施行日はいつなんだろうか、計画の目標の設定日はどうなのかなというようなご質問がございました。それと先ほどもご質問がございましたが、取り組みの不十分な場合の公表をする基準を明確にしてもらいたいということで、それに関しましても、商店主を犯人扱いするような、そういった公表をするのはいかがなものかと。人権問題にかかわる問題ですから、やはりその辺は慎重にというご意見もございました。

あと、隣接区に流れていく可能性があるので、そういった不公正な、不公平な感じを感じるので、対策を立てていただくようなことはできないかと、こういった主なところですけれども、ご意見がございました。

C委員

ありがとうございました。ただ、反対ということではないという前置きがありましたけれども、やはりその公表の問題というのは、本当にある意味、慎重にやらないとというか、私はやっぱりそういうやり方ってどうなのかなという疑問がすごくあるんですね。

逆に一生懸命やっているところを公表するというのは、逆にそういう優良な事業者ということで、そちらを表彰するとかということならあれですけれども、私自身はレジ袋有料化そのものには、必ずしも反対というわけではないんですが、条例化して締めつけるというか、そういう形というのは余り好ましくないなというふうに思っているものですので、前回のときもお話ししたんですけれども、京都が緩やかな協定ということで、いろいろな事業者だとか商店街だとか、あと市民団体などと協定を結んで、かなりの成果を、これ今年始めたものなんですけれども、視察に行

ってまいりましたけど、具体的に80%とか90%近い削減効果を上げているところがあるということも聞いていまして、やっぱりペナルティー的に締めつけてやるということが果たしていいことなのか。やっぱり実際にこれをやらなきゃいけない事業者というのは、相当なプレッシャーになるのではないかと思うんですけれども、その辺はいかがでしょうか。

#### 会長

ごみ減量担当課長。

ごみ減量担当 課長

今、C委員のご指摘で京都のお話が出たんですが、実情を申しますと、やはりマイバッグ持参率が80、90と言っているのは、有料化をやっているということなんですよね。ですから、それをやっていないところは、非常に持参率が低いわけです。レジ袋税条例のときもそうでしたが、強制をするのではなくて啓発運動、徹底的な啓発をしろということで、あらゆる啓発をやってきて、それの結果、いろいろなキャンペーンもやりました。その結果、やっぱり40%を超えない。この40%の線というのは、全国的に私どもも説明しましたし、現実にそういった状況になっているとにご理解願いたいと思います。

#### 環境清掃部長

ちょっと補足しますと、前回もお答えしましたけれども、そもそもの始まりはレジ袋税条例であって、その前提には地方分権一括法という、要するに地方分権で自治体が、地方公共団体が自立した、自主的な制度を国との一定の整合性のもとにそういう制度を立ち上げて、そしてやれるようになった。レジ袋税条例というのを杉並区がつくったけれども、なかなかレジ袋削減が、5年たったけれども、60%にはなかなか届かないという中で、有料化という方法が非常に有効だということがだんだんわかってきた。

実証実験もして、それがだんだんわかってきたという中で、決して強制というのではなくて、やはり一定のその事業者の方に商売をやる上で、そういった営業の自由に対して、営業の自由というのは憲法で認められた権利なわけですけれども、そういうものに対して一定のお願いということであっても、一定の権利を制限するというようなことになると思うんですね。そういった、あるいはその義務を、削減をしてくださいという義務を課すというような場合は、やはり仕組みとして条例という形をとるのが正しいと私ども思っているんですね。

やはりレジ袋税条例からの流れがありますから、そういう中で杉並区が選択する 道としては、この有料化の取り組み、あるいは有料化以外の取り組みを条例で背中 を後押しするように取り組みを推進していくと、そういう仕組みの方が杉並区には 向いていると思います。 京都は、委員もご存じのように、もう昨年10月から家庭ごみが有料化されている という自治体ですから、また杉並区とも人口やあるいは歴史や文化が違う。言って みれば住民意識が違うと。そういう中で、やはり杉並区は条例という仕組みを使っ て、この取り組みを進めていくのが杉並区には向いていると、こういうふうに私ど も考えているわけです。

C委員

それはそれとして伺っておきますが、必ずしも京都の場合も、有料化で収益が下がっているということもなくて、やっぱり市民を含めてのレジ袋を減らそう、それだけにかかわらず、やはりごみの削減とか、そういうことに対する意識も高まってきているということなどもありますので、今日ここでその条例化するのがいいのか悪いのかということの議論をする場ではないのか、ちょっとその辺わからないんですけれども、やっぱり実際に有料化をして、皆さんに啓発というかそういうことをやらなきゃいけない人たちが、どんな思いでこれを受けとめているのかというのが、ちょっといま一見えない部分ですけれども。

環境清掃部長

そういった意味では、商店街の関係者の方、今日も委員の方にいますけれども、 私どももいろいろな商店街の方から意見を聞いているんですね。おおむねレジ袋税 はやめてほしい。税はやめてほしい。だけど、有料化ということであれば、これは 将来的な方向としてはやむを得ないんじゃないか。

レジ袋税を何が何でもやるというようなことはやめていただきたいと言われております。有料化であればやむを得ないのかなという意見が多いように聞いております。

会長

ありがとうございます。

では、T委員、お願いします。

T委員

勘違いでおくれてしまいまして、申し訳ございませんでした。

今のレジ袋20万枚という件と、20万枚にしたら82%が何%にアップするのか。ど のくらいになるのかなというのが1点です。

それから、多量利用事業者とその他の事業者との関係で、私はこの条例化ということで考えて、その他の事業者も自主的に計画を出している。私の理解はですよ。 出したからには、結果の報告を提出するものとするということで、ここが責務、 義務になってきているだろうと思うんですが、そういう意味でいうと、20万枚が切れてその年はどうするのかというと、計画を出したんだから結果の報告を出さなきゃいけないけれども、次年度からはその他の事業者になるので、勘案してどちらかを選択すればいいという理解をすればいいのかなと実は理解をしてはいたんです が、その辺は明確にまだなっていないのか。先ほどのご回答からどうなのかなとい うふうに逆に思ったというところです。

それから、先ほどの20万枚で線引きをすると何割になるのかなという意味合いは、前回の6ページに26万枚で全体の82%、約1億枚という記載があります。それとの整合の問題で、じゃ20万枚になると82%がどのくらいの店舗率に、網がかかる事業者はどのくらいの率になるのかなという。できるだけ多くの事業者の方に取り組んでもらいたいというのが私のありたい姿なので、そういうことになるわけです。

それからもう一点は、一般区民、区民の責務の中で、責務として持参するなどしてレジ袋の使用抑制に努めるもの。条例ですから、記載文言としてはこんなところからさらに踏み込みにくいのかなと思うんですが、状況として、お店の方がレジ袋を持っていってと、要りますか、要らないですかと聞かなければ、大体断るのが面倒くさいからレジ袋のままでもらって帰るという傾向にあるように思っているわけです。となると、どうもマイバッグを持っていっても、レジ袋を断らないで、もらったらごみ入れになるからということで、レジ袋をもらって帰ってくるという方も多分いらっしゃるだろうと思います。

そうすると、その辺もう一歩踏み込んで、利用者の方も、一般区民の方もレジ袋 を積極的に断るとかというようなことも、この辺に盛り込まれてもいいんじゃない かなと思います。

今のを追記するとか、かといって追記すると、それが責務になると大変なところ があるので、その辺を考慮をする必要があろうかと思います。

以上です。

会長

一番最後のは意見ですね。

環境清掃部長

20万枚というのは、これはさっきどういうシミュレーションをすればいいのかと、ちょっといろいろ我々もやっているのですが、なかなか難しいと思います。というのは、あくまで全事業者を対象にいずれはこの取り組みをお願いしていきたいんですね。というのは、この飲食料品事業者だけに対しては、そういったスーパーの方からは不公平だと。ドラッグストアが適用にならないのは不公平だと。あるいは、一般の商店街の小売店でも20万枚以上使っているお店があるのに、そこがそういった義務としての計画書の提出を課せられないのは不公平じゃないかという意見が来ています。

ですから、私どもはやはり将来的には、事業者全体にこの取り組みをお願いして

いきたい。そのワンステップとして、20万枚以上で飲食料品小売業というそのワンステップとして第1段階で考えていますが、これを第2段階、第3段階で広げていきたいと思っているんですね。

だから、そこで終わりではなくて、あくまで今後、第1段階から第2段階、第3段階と広めていく上での実効性を確保するためのワンステップだと思っていまして、その20万枚以上の事業者が、マイバッグ等持参率60%以上の目標を達成できれば、先ほどもちょっと申し上げたように、2年なり3年なりで達成できれば、1億2,000万枚が半減していくだろうと、大ざっぱなシミュレーションはできるんですが、第2段階、第3段階をその後考えておりますので、そういうものと絡めてどうなっていくのかまでは、まだしっかりした推計といいますか、シミュレーションはつくっていません。

ですから、今後早急に計画とその数値目標的なものも詰めていきたいと思っています。

T委員

そうすると、第2ステップのときにはぜひ区民の責務の中に、もう一歩踏み込んだところが乗っかってきても個人的にはいいんじゃないかと思います。それまでに啓発等も進めて、賛成が得られる確率も高まるんじゃないかなと思うので、そこまでお考えいただければと思います。

会長

I 委員、どうぞ。

I 委員

2ページの今の4なんですが、今のご説明で飲食料品小売業を営む事業者という ことは、くくりがわかったんですが、第1段階という言葉でしたので、第2段階、 第3段階と条例の改正はあり得るということで理解してよろしいんでしょうか。

環境清掃部長

条例化ということになりますれば、当然、第2段階、第3段階では、区議会のご 意見も踏まえて条例を改正していくということになると思います。

I 委員

それから、3ページの②番なんですが、「自主的に提出した事業者、及び商店会は、」云々というのがありますが、1回自主的に提出した場合に、これはなかなか大変だからその次の年はやめたいなということは可能になるのでしょうか。それとも、これは1回出したら、必ず提出するものになるのでしょうか。

環境清掃部長

そのあたりは、今後の運用の仕方だと思いますが、事情があってずっと継続して 出せないというような事情があれば、それはそれで配慮しなければいけないかなと 思います。

ですから、必ず1回出したら毎年必ず出せということではなくて、ここはそういう厳しい義務ということではありませんので。

I 委員

わかりました。

会長

どうぞ、G委員。

G委員

幾つかありますが、1つは質問で、全国のレジ袋がなくなるとCO<sub>2</sub>排出量が 0.2%減るというような話を違うところで議論したことがあります。そういうこと にもかかわってきますが、やはりプラスチックごみの中で1億2,000万枚というの がどれぐらいのトン数になるのか、これは今日わからなくても結構なので、後でま たお教えいただければと思います。

それと、一定事業者以上について義務化して、あとの方は自主的にできるだけやってくださいという内容だと思います。基本的にしようがないといいますが、やはり先ほどご質問が出たように、いわゆるチェーンストア業界、例えばコンビニ、ドラッグストア、100円ショップ、家電量販店などで、小さい袋が多分かなりの量を使っていると思います。これらの系列店ではCSRに取り組んでいて、全国的にある基準でCO₂対策などをしてきているということで、例えば杉並区の百数十軒、スーパーがあるというんですけれども、いわゆる地元系のストアと全国系のチェーンストアとでは少し対応が違う気がします。チェーン系ではかなり自主規制で、こういうことも訴えていけばかなり取り組むところがあるのか、逆に杉並でやると全国に波及していくので抑えるという対応もあり得るのかとも思います。その辺をご議論しているようでしたらお教えいただきたい。それと条例ですから、普通はガイドラインとか、何らかの協力マニュアルとか、そういうのをつくっていただきたい。多分今日提示いただいたような条例だけでいかないで、こういう協力の仕方もあるとか、こういう減らし方もあるというものが出てきたらいいのかなというのが一点です。

もう一つは、レジ袋60%というのと先ほどの税と同じだと思いますけれども、税はすべての1億2,000万枚に税がかかってきます。マイバックというのは60%やったから普及したら60%減るというわけではないので、マイバッグは60%だけれども、レジ袋の減少率は20%だとか、何らかの関係を把握できるといいのではないでしょうか。これは先ほどの有料化と税と同じで、税は全部とられるけれども、有料化は結果として自分が協力している分だけ、ある影響があるという形になるかなと思います。

あと一点ちょっと言っておきたいのが、最近、チェーンストア協会や何かでCO2の削減を義務化されるストアが大分出てきています。前にいただいた杉並区のCO2削減で見ると、マイバッグの省エネ率はかなり大きいんですよね。家庭ででき

る省エネ行動でみると、例えば冷房を28度にするのが11キログラムなのに、マイバッグでレジ袋を使わないと13キログラム減るという。暖房を20度に設定すると21キロ減るというのに比較しても13キロはかなり大きい、マイバッグというのがCO2削減上も大きいという話で、この辺の連動をどう考えられるか。答えにくい話ばかりですけど、簡単に話せるところだけでも説明をお願いします。

#### 環境清掃部長

そのレジ袋1枚を平均的な重さとして10グラムぐらい、あるいは十五、六グラムぐらいと考えますと、1億2,000万枚というのは、大体1,200トンなんですね。もう少し私どもの推計では、平成18年度のレジ袋排出量は、すべてのごみの中で大体1,900トンぐらいなのかなと考えています。それが大体1億2,000万枚で、ちょっと10グラムよりは重いのかなというように推計をしています。大体1億2,000万円ぐらいの費用が、割り返すとやはりかかっているのかなと推計はしています。

あとチェーンストア協会あるいはフランチャイズチェーンの協会、いろいろご意見を伺っていまして、杉並区にあるスーパーマーケットは大体チェーンストア協会に入っている大手のものが多いわけなんですけれども、それ以外のスーパーマーケットもありますので、私どもとしてはできるだけきめ細かく意見を聞きながら、できるところはこの条例の制度の中に反映していきたいと考えています。

ですから、杉並という特殊なというか、杉並という地域の中でこれまでの歴史を踏まえて、ぜひそのモデル的に今やってほしいというようなお願いをしていますので、杉並でやったことが直ちに全国に広がるというような、そういうことを余り心配しないで、まず杉並でやってほしいということで、いろいろなスーパーの方にはお願いをしているところです。コンビニを含めてお願いをしております。

それから、ガイドラインや手引書というのは、もちろんこれはつくっていきますので、できるだけ事業者の方にわかりやすいやり方ですね、PRをしていきたいと思っています。

大体、今お答えできるのはそのぐらいです。

## ごみ減量担当 課長

それと一つよろしいですか。フランチャイズチェーンのストアの方でですが、これは全国展開しているわけですが、杉並の場合、自治体がこのマイバッグ推進運動を積極的にやっているところにつきましては、ちょっと違った取り組みをしています。それで、全国的にはやっていないんですが、積極的に推進している自治体については、レジ袋ノーカードという取り組みを、杉並区内でやっているんですね。ですから区民の意識が高い区で、そこについてはやりましょうということで、もう既に実施してございます。

ですから、その辺については、フランチャイズチェーンの方でも、杉並に対する 取り組みを強化しているというようなことが言えると思います。

会長

では、U委員、お願いします。

U委員

3ページの6の①のところですけれども、先ほど職員の派遣ということの支援もするというお話がございまして、その次に「実施に係る費用の一部を予算の範囲内で」というふうにございますね。これを第1回の定例会に条例案としてお出しになるということですけれども、当然それに伴う予算も考えていらっしゃるんだと思います。具体的には、費用の一部をというのは、どういうものをどの程度考えていらっしゃるのか、お聞かせいただきたいと思います。

それと、先ほど来、杉並の経験が全国区にというお話で、つい先日も和田中の民間校長さんの話が出ていて、それとともに学校でのいろいろな地域の住民の支援体制なども、今年は文部省が二百何十億もかけて、全国にその仕組みを広めていくということで、いろいろな点で杉並は注目されているというふうに思っています。

ですから、こういう取り組みも区民の協力がないと最終的には成り立ちませんけれども、ぜひ業者とともに住民に向けての発信も、いろいろな手でやっていただきたいと思います。

以上です。

会長

それでは、前段の部分、お願いします。

ごみ減量担当

課長

費用の一部ということのご質問でございますが、モデル実験で一番かかるのはPRでございます。PR費用ということで広報、周辺の住民の方にPRしていく、そういった広報活動に対する費用が主なものになってございます。

会長

では、K委員、お願いします。

K委員

二、三点お願いします。

1点目は、先ほど部長がおっしゃったとおり、いわゆる多量利用事業者というのが現在のところ飲食料品店に限定されている。それを条例改正に基づいて云々と。 実は前回のときに私ちょっと申し上げたと思いますけれども、やはりこの辺で、例えば今の段階で読み取れるような、例えば「等」とか、例えば自分で文章をつくったらどんなことを書くかなと思いながら考えたんですけれども、例えば、「なお事業の進展状況により、飲食料品小売業以外にも拡大することができる」というような文章で、都度そんな形での条例改正というのはなかなか大変だろう、手続き的にもですね。そういうことで、将来的に拡大できるという方向を考えたらいかがかなと思っているのが1点でございます。 それから2点目に、これも前回のときに申し上げましたけれども、これは個別業者ごとには全部60%という目標を提示するようにご指導なされているわけですが、区としての事業目標というのがちょっと出ていないんじゃないかと思います。前回の目的税のときには、やはり書類を読みましたら、やはり5年後には60%ということを書いた書類もちょっと拝見したことがありますが、やはりこれを発表するに当たって、条例の中に入れる、入れない問題というのは別問題といたしまして、例えば5年後に60%削減したいんだというような決意表明で、区も頑張るから区民の方も頑張って、業者も頑張ってというような三位一体の形でのやり方に持っていくようなのが必要じゃないかなというのが2点目でございます。

それから、もう一点だけちょっと言わせていただきますと、実は前回いただきましたこの報告書、この報告書の1ページ目のところの「はじめに」のところの会長さんの文章、ちょっとこれは見直していただいた方がいいんじゃないかなと思います。これはこの文章がどういう扱いになるのかよくわかりません。ただ、この中でやっぱりこれを一般的にオープンにした場合には、ちょっと違うと考えられる方が多いんじゃないかと思います。

例えば、具体的に申し上げますと、「啓蒙」というようなことが2カ所も出てきているわけですね。やっぱり私たちも絶対「啓蒙」という言葉は使いません。啓発という言葉で置きかえているわけですけれども、そのほかいろいろな細かい点を入れると、ここの中でもひっかかるところが何点かございますが、その辺の扱いについて、どういうふうに考えておられるのか。

とりあえずそれだけ3点お願いします。

#### 環境清掃部長

3点目の、9月に出されたレジ袋有料化推進条例検討会の報告書、これは最終報告になっておりまして、既に一般公開といいますか、オープンになっております。 そして、ホームページ等でもこれが公開されております。議会にももちろん報告をしておりますし、杉並区の報告書として、杉並区にいろいろ視察に来られる全国の自治体の方にも差し上げております。

言葉の問題というのは、会長、この検討会の会長だった中条先生のご自身の考え 方で、私どもは特段直してほしいとか、そういうことはちょっと申し上げなかった ものですから、これはほとんど中条先生の原文をここに載せさせていただきまし た。ですから、もしそういったことがあれば、ちょっと検閲ではないですけれど も、先生にお願いしてということもあったかもしれませんけれども、先生が、会長 さんがお書きになったものをできるだけそのまま生かそうという趣旨で掲載させて いただきましたので、ご了解いただきたいと思います。

それから、区としての数値目標というのは、やはり条例を来年度、これを区議会に提出する際には、しっかり示していきたい。例えば3年以内とか、5年以内とか、その中でどのぐらいの削減を目指すのか。これは区民の皆さんに協力をお願いしていく上でも、きちんと目標はお示ししたいと思っています。

それから、その最初の、非常に法技術的な問題ですので、またこの条例化の考え 方には、やはり区議会のご意見というのも、きちんと反映する必要があるんじゃな いかというご意見もありますので、議会としての意思というものもきちんと踏まえ て、一緒に区民、事業者、行政、そして立法機関である区議会も一緒にこのレジ袋 削減に取り組んでいくという意味で、できるだけ逃げるような表現はしていきたく ないなと考えています。

会長

では、O委員、お願いいたします。

O委員

今の問題にちょっと関連があるんですが、4番の義務で計画書を提出するということで、この計画書、文書を拝見していると、実施時期とかあるいは価格等を定める計画。これはこのまま読むと、実施時期とかあるいは価格については、それぞれが自分たちで判断して決めればいいのか。今、部長さんからおっしゃったその3年なりなんなりという区としての最終目標を示して、その中であとは自分たちの判断でこの時期とか価格を決めればいいのか。それが1つですね。

それからあともう一つは、9番のこの「収益金の還元について」というのがあるんですが、収益金が生じた場合にその使途については自主的判断を尊重するということになっていまして、環境保全の施策に寄附をするということも1つの選択肢だけれども、ほかの選択肢もあるよということなんですが、このほかの選択肢というのはどんな選択肢が考えられるのか。レジ袋有料にすることによって、そのレジ袋代が入ってくるということはあると同時に、レジ袋がそれによって減っていくことになれば、レジ袋を購入する価格というのは、これは1枚恐らく数円ぐらいの値段だろうと思うんですけれども、そういう費用、コストの削減というのは、またお店にとっては出てくる削減効果として、そういうものを合わせた収益金という判断なのか、その辺ちょっと教えていただきたいと思います。

環境清掃部長

私からお答えします。

まず、有料化の実施時期ということについては、一定の目標を考えています。先日の事業者の説明会では、遅くとも平成21年度までにこの目標を立ててやってほしい。遅くとも21年度ということは、その期限というのは平成22年の3月31日までと

いうことになるわけですけれども、事業者の方には非常に厳しいかもしれませんが、なるべく遅くともそういう時期までにぜひ計画を立てて有料化するなり取り組みをしっかりやってほしい。

それから、レジ袋の価格については、これは公正取引委員会というか、独占禁止 法の考え方もあって、自主的に決めていただく。今実際に6円のところもあれば、 10円で有料化しているところもありますので、あくまで自主的に決めていただくと いうことで考えています。

それから、収益金の取り扱いについては、非常に難しい。私ども行政の側からは、環境保全に対する施策等、この「等」ということで、環境保全あるいは環境のために使ってほしいという思いが非常に強いわけですけれども、それがその営業の自由なり財産権なりに対する一定の干渉といいますか、そういうふうになるのではないかというようなご意見もありますので、この辺は基本的には環境のためなんだけれども、それに準じたその扱いについては、今後事業者の意見も聞いて、こういう範囲ということを例示していきたいと考えています。

O委員

そうすると、収益金については、なかなかこれは難しいと思うんですけれども、 例えばレジ袋のコストが要らなくなったということになれば、その分を例えば販売 価格、マーケットならマーケットの販売価格に反映させるよとか、そういう選択肢 もあり得ると考えてよろしいんですか。

環境清掃部長

現実に、あるスーパーマーケットはそのように主張しているわけですね。自分たちがレジ袋で有料化している分は、お客様に還元していますということで、チラシに書いて発表されていますので、そういったやり方を既にやられているスーパー、事業者もおりますから、ですからそういうやり方が条例によってだめだということは、ちょっと条例の制約といいますか、法律的な意味合いで、先ほど言ったように、営業の自由とか財産権とかいう問題からいうと、非常に難しいのかなと思います。

O委員

わかりました。

あともう一つは、この会議でいろいろ意見が出たときのこの会議の位置づけと、 今後の中における、今後どう進められるのかですね。どのように考えたらよろしい んですか。

議会にかけて、来年の4月施行を目指しておられるわけですか。

環境清掃部長

先ほどこの資料に基づいて課長からお話ありましたけれども、既にパブリックコメントは終了しております。ですから、この区民からの意見、また事業者の方から

の意見、これを踏まえて、また今日のご意見、これを踏まえて条例としての成案と いいますか、正式な案を今月中には固めたいと考えています。

そして、来年の2月に第1回区議会定例会がありますので、そこに提案すべく準備をしていきたい。そして、今年度中の制定ということで、区議会でご議決いただければ今年度中に制定して、できるだけ早く実施をし、事業者の方には計画を立てて、これも説明会でお話ししましたが、来年、平成20年の6月末までに計画を立てて、その計画書を出してくださいという説明を既にしております。

O委員

わかりました。どうもありがとうございました。

会長

ほかにございますか。

R委員、お願いいたします。

R委員

これはこの条例をつくるについての内容の説明なんですけれども、K委員が先ほど言われていましたように、確かに有料化しますと、有料化で負担する消費者も、それから売る方も負担も増えますし、確かに経済的には間違いなく不利だと思うんですね、間違いなく不利。だけれども、その不利を乗り越えて我々の生活のために、環境をよくするためにやるんだということを、最初の目的とかありますよね、そういうところに大いに盛り込んでいただきたい。それで、これだけ犠牲を払うんだから、何とかいい杉並にしていこうやというところを大いに文章として入れていただきたいと思います。

それから、不利ということでいきますと、近隣の区とか、東京のこういう取り組みというのは今どのくらいなのか、もしおわかりであれば教えていただきたいと思います。

以上です。

環境清掃部長

有料化が不利というように、今、R委員がおっしゃったんですけれども、事業者、実際に実証実験をやられたサミットさんや、あるいはいなげやさんの担当の方からお聞きしますと、売り上げに対してある程度少なからざる影響があったということで、これに踏み込むのは事業者としても非常に決断といいますか、必要だというようなお話を伺っています。

ですから、また区民にとりましても、区民のアンケートなどをやった団体によりますと、総論としてはもう7割ぐらいの方は有料化には賛成で、エコの時代だからマイバッグを持っていくのは、それは当然というようなことをおっしゃっていますが、実際各論で身近なお店が有料化ということになってくると、やはりいろいろ反対といいますか、困ったという方も出てくるかもしれない。そういう意味で、よく

区民の方や事業者の方にこの取り組みを理解してもらう、協力してもらうという意味で、その第1条の目的のような規定の中には、そういった趣旨がよくわかるように工夫していきたいと思います。

それから、まだ、23区の中では杉並区しかこの有料化の取り組みというのは始まっておりませんけれども、私どもに問い合わせとしては、お隣の練馬区や世田谷区からも、この杉並区でやっているレジ袋有料化をめぐるいろいろな実証実験も含めたレジ袋削減についての運動について、問い合わせなども来ておりますので、杉並の事例を参考にして、いずれは周辺の自治体もこういった取り組みを始めるのではないか。東京では日野市が既に幾つかスーパーマーケットでやはり有料化を実施している、モデル的に実施したと聞いております。

会長

では、T委員、お願いいたします。

T委員

2つあるんですが、まず1つ目の、今明らかに不利だというお話ですが、私はあながち不利だとも思っていないです。というのは、このレジ袋はごみになって出ていくという部分がかなりあるわけですよね。これは家庭ごみの戸別収集と有料化とリンクしていると思うんですが、その中でごみとなるそのレジ袋が減ってくれば、圧倒的に多数になる。皆さん、常に区民になるわけですから、そのごみが必然的に減っていくということになるので、そういう意味合いで有料化になった場合には不利じゃない、有利になるという切り口もあろうかなと思います。

ということで、これは有利・不利という観点でとらえる必要はないんじゃないかなというのが私の考えです。

それから、この条例の一番最後の方ですね、4ページの②の(オ)で「不十分な事業者を、別に定めるところにより、公表することができる。」という、これは私ちょっと遅刻してしまいましたので、もう既にご説明等あったのかもしれませんが、この「別に定めるところにより、」ということと、この条例が施行される来年の4月とのかかわりぐあいというのは、要は別に定めるところはもう明確に定められているのか、あるいはもう案が確立しているのかなどなどをご説明いただけたらと思います。

環境清掃部長

有利・不利の問題については、T委員のご意見として賜りました。

そのいわゆる不十分な取り組みあるいは不適切な取り組みというようなものに対する、別に定めるところなんですが、これは先ほども最初の方でちょっとご説明したんですが、非常に慎重にやらなければいけないということで、第三者機関の意見を聞くような仕組みが必要なのではないか。ですから、ここに条例の検討会の報告

書の中には、例えば第三者機関の評価に基づくなどの仕組みについて検討を望むと いうふうにございます。

別に定めるというのは、例えば規則でそういった第三者機関、これはあくまで例としてお聞きいただきたいんですが、環境清掃審議会も附属機関ということで、区長にとっては第三者の機関となるわけですが、環境清掃審議会も含めて第三者機関というようなものを、公正な評価をしていただくために、このレジ袋の削減の取り組みが著しく不十分な事業者であるかどうかのいわば認定について、それを規則に基づいて第三者機関にやっていただく。それを踏まえて、区長が公表するというような仕組みを考えております。

会長

T委員、お願いします。

T委員

確かに第三者機関というのが出ております。そこのところはまだ具体的にというのが、環境清掃審議会等を含んでというレベルで、それから先はまだ具体的に案というのは進んではいないという状況ですか。はい、わかりました。

会長

では、ほかに。C委員、お願いします。

C委員

ちょっとレジ袋のそもそもじゃないんですけれども、レジ袋を有料化にして、これが減っていくとする。それは多分効果ということはあると思うんですけれども、 杉並のごみの組成調査、中継所の組成調査によると、レジ袋の経年変化ということ ですけれども、ごみとしてレジ袋を排出しているものと、ごみ袋として使用してい るという関係が、ごみ袋として使用しているのが増えてきているんですね。ごみと して排出しているものは、逆にすごく減ってきているんですね。

ちょっと変な質問なんですけど、例えばレジ袋が有料化によって減ってきた。そうすると、ごみを捨てる場合に、何で捨てるのかということになったときに、例えばレジ袋というのは今も売られていますよね。逆にそちらは減って、じゃごみ袋として利用するために、またレジ袋のようなものを買って使うというようなことが起こらないのかなと。そういう点については、何か考えをお持ちなんでしょうか。

環境清掃部長

今、23区のいわゆるごみの推奨袋という45リットルとか、30リットルとかあるわけですが、それはレジ袋として売られているわけじゃなくて、ごみの推奨袋として売っているわけですね。ほかに黄色いごみ袋もありますけれども。その今の制度の中では、ごみの出し方は容器出し、容器に入れて出すというのが基本。そして、その推奨袋に入れて出すのがやはり基本。それによらなくても、いわゆる一定の中身が透けて見えるような白いいわゆるレジ袋で出してもいいという特例的な扱いをしているわけですね。

ですから、そういった扱いを今はしていますが、将来的にはそれは見直したい。 つまり、三多摩の方ではレジ袋でごみを出すのはもう既に禁止されているという自 治体もございます。将来的には、やはり杉並区はそういう方向にしていきたいと考 えています。

ですから、それは家庭ごみの有料化の問題とリンクして今後考えていかないといけない。つまり、家庭ごみの有料化というのは、指定袋制というように、一定の袋を指定して、その袋によって家庭ごみを出していただく。それ以外の袋によって出されたごみは収集しませんという制度になりますので、そういった制度をこれから検討していく中で、レジ袋によるごみ出しについても、一定の対応を考えていきたいと思っています。

会長

では、M委員、お願いします。

M委員

ちょっと質問なんですが、4番の②のところで、「レジ袋有料化に準じた効果が 期待できる取組みを行う場合」と書いてありますけれども、これは具体的にどうい ったことを考えていらっしゃるんでしょうか。

環境清掃部長

先ほど容器包装リサイクル法の中で例示として挙げられている、例えばポイント制だとか、最近ではキャッシュバックをしているスーパーもあるわけですね。そのスーパーでは2円ですけれども、仮に5円のキャッシュバックをするというようになれば、恐らくレジ袋を受け取る人はぐっと減るだろうと思います。

そういうような事業者のいろいろな工夫で、レジ袋を有料化しなくとも一定程 度、ここで言うと60%以上と書いてありますけれども、その効果が出てくるような 取り組みをしていくということです。

M委員

先ほど京都の例の話で、いろいろ工夫をしたけれども、有料化しないとレジ袋が 40%減にとどまるということですか。

環境清掃部長

マイバッグの持参率が40%ということで、京都の例ですと、京都では先ほどC委員からお話あったように、その住民団体とそれからスーパーの方が協定を結んで、そしてレジ袋の削減を目標にやっていますが、その中で顕著な成績といいますか、成果が上がっているのは、有料化を実施しているスーパーマーケットだということです。

M委員

そうすると、京都というところが間違いで、杉並区の場合、有料化をしていないので、いろいろ努力をしても40%減にしかいっていないということですか。

環境清掃部長

平成14年からこのレジ袋削減運動というのを住民の方も一緒にやってきたわけで すが、平成17年の調査では、マイバッグの持参率が約36%となっています。でも、 これは全国的にも非常に高い、トップクラスの成果なわけですけれども、ただ目標 として5年後に60%以上達成しようという目標から見ると、なかなか目標達成とい う観点からは難しかったなということです。

M委員

そうすると、14年から3年間かけて努力をして、約40%ぐらいの持参率になって、ちょっと頭打ちになったなということで、次の手だてを考えたいと理解してよろしいでしょうか。

環境清掃部長

そういうこともありますし、それから既に区内で有料化を実施しているお店が何軒かありますよね。そういったお店を調査すると、やはりマイバッグ等の持参率が80%ぐらいの状況になっていると。既に区内で実施している、その当時からですね。あるいは、ほかの外国の例を見ても、有料化というのが非常に有効な手だてになっているということで、やはり有料化という手段が非常に有効なのではないかと私ども考えるに至ったわけです。

M委員

そうしますと、その80%というのは、実験的にやったサミットさんとか、いなげ やさんだけではなくて、例えばさっきお話のあった割引をしているところなんかで も、それぐらいの効果が出ている。

環境清掃部長

割引をしているお店では、私どもが聞いている範囲では、30%から40%ぐらいのマイバッグの持参率で、いいところで50%ぐらいいっているかもしれませんが、はっきりした数字は聞いておりません。ただ、そのいわゆる有料化を進めている区内の、杉並区が支援していないそういったお店でも、既に80%ぐらいのいわゆるマイバッグの持参率になっているというデータは、私どもの方で確認しています。

M委員

区と共同で大きなスーパーさんがちょっとやってみたというのは、この1年ですよね。それで、今日のお話は、もう区議会に条例を出すという前提の中でお話が出ているので、みんなその中で、じゃどういうところがもうちょっときちんとしたらいいかという話にどうしてもなってしまうと思うんですが、私はこの5年前から始めて、いろいろな会議などを重ねて、やっとこの1年で実際に試し始めたので、もう少し本当だったら試してみる時期をとってもいいのではないかというような気がするんですね。

ですから、今日の話はそういう前提で話したのではなくて、条例としてもう提案しますという中で話されたということは、ちょっとはっきりさせておきたいと思うのです。

それからもう一つは、それに続けてなんですが、そういう取り組みがあったおかげだと思うんですが、この1年で、多分今までスタンプ制だったところが、料金の

割引のように、レジ袋を断りやすい方法に工夫したお店があると思いますし、今まではレジだとわざわざ要りませんと言うのが普通だったんですが、要りますって言わないと出さないみたいな雰囲気というのができてきたので、いい方向に向かっているなと思うので、ちょっと何かこのいろいろ業者さんにもこんなに大きな負担のある条例というものをそんなに急ぐのはどうなのかなと、今日のこれを見ながら思ったことは、意見としてちょっとつけたいと思います。

会長

ご意見として承っておきます。どうもありがとうございました。 では、K委員。

K委員

すみませんけれども、まず1点目は2番の③ですね、「区民等」ということで、ここで定義が出ているわけですが、私はこれを事前に読んだときに、「区民」以下括弧がずっとありますけれども、この括弧というのは全く不要なものじゃないかというふうに思ったわけです。区民というのは、住民票を置いているのが区民であって、ここで例えば「区内に住み、働き、又は学ぶ人」と、私が仮に杉並区民としてここに住民票を置いて、外へ、例えば私は別の区で仕事をしていたわけですが、そうするとこれがandなのかorなのかというようなことが難しいことになりますので、もう区民というのは住民票を置いているものだと私は一般的には考えているものだから、この括弧は要らないと思います。

それで、外から働きに来ている人、また外から学びに来ている人は、「区民以外 の者で区内の事業所等で商品の引渡しを受けるもの」ということで、十分読み取れ るのではないかなと思うんですが、いかがでしょうかというのが1点目です。

それから2点目に、これも同じ解釈の問題なんですけれども、10番の①番で「公表」というのがございまして、以下、「優良事業者として推奨する意味での公表」という括弧がございますが、この括弧も不要じゃないかなというふうに私は思います。

といいますのは、(ア)のところで、「区は、レジ袋有料化等の取組みを行う事業者及び」云々というふうになっておるわけですが、有料化の取り組みを行う事業者というのは、前記の4の①だけを指すのか、それとも4の①プラス5の①まで含めているのかどうか。

それからあわせまして、「及び商店会」と、商店会は定義がありましたので、これはいいと思いますけれども、その辺からいうと、はっきり言うと、4番の①番の方については、どちらかというと強制的にやれやれと言っているわけですよね。そうすると、そういうものをそういう業者さんに対して、優良事業者として推奨する

という言葉は、果たして適切かどうかというような感じがいたします。それからすると、①番の公表の括弧以下は不要にしておいて、むしろ例えば次の(イ)のところ、(イ)のところでこういう、優良業者として推奨する意味での公表という言葉なり、それから5番の①の部分の中にこういうものを表現していくということがあった方がいいんじゃないか。要は、4番の①については、優良事業者云々ということでは、関係ないんじゃないかなというふうに私は思ったんですが、いかがでしょうか。というのが2点目です。

それから、3点目に、先ほどパブリックコメントを求めておるということで、11月20日、または10日までということですが、できたらその件数と主要のポイントだけわかったら教えていただきたいと思います。

#### 環境清掃部長

それでは、最初の方ですけれども、これは現時点での条例の考え方ということを また繰り返し申し上げますけれども、一応定義につきましては、この③の「区民 等」というのは、杉並区のいわゆる自治基本条例の中の区民の定義を一応参照しま して、ここでは同じような考え方で、区民というふうにこの括弧書きをつけており ます。

例えば、環境の分野での生活安全環境美化条例の中では、区民というのをやはり 括弧書きで「区内に居住する者及び区内に滞在し、または区内を通過する者」とい うふうにかなりはっきり書いてありますので、私どもとしては、そういったほかの 条例を参考にしながら、ここでは自治基本条例という、杉並区のいわば憲法に当た るような、そういう条例の考え方を引用しています。

#### K委員

ということは、これはorということで考えてよろしいんですか。ということは、ほかの区に住んでいても、杉並区に働きに来る、勤務先が杉並区であるとか、ほかの区に住んでいて杉並の学校に来ているということも、区民というとらえ方でいわけですか。

#### 環境清掃部長

そういうことです。一応そういう考え方で自治基本条例はつくられているということです。ですから、今、住民票を置いているのが区民、そのような考え方ももちろんあります。ただ、区民という概念は、杉並区内で働いたり学んでいる人も含んでいるというのが自治基本条例の考え方ですので、それに倣って一応ここではそういう考え方で定義をしたということです。

それから、事業者の公表のところは、実はこれはいわゆる条文のようなスタイルになっておりません。ですから、今後は条文化していく中で、今K委員からいろいろご意見ありましたので、そういういろいろな疑問が出ないような表現といいます

か、法規的な文章をきちっと検討していきたいと思います。

## ごみ減量担当 課長

それでは、区民意見を収集したんですが、ちょうど10月11日から11月10日という ことで1カ月間、意見の提出期間を設けました。

その結果なんですが、賛成意見ということで、条件つきも含めますが、7件でございます。それから、反対意見ということで6件ということになってございますが、主な内容をお示しした方がよろしいでしょうかね。

1つは、賛成意見でございますが、レジ袋有料化による収益金は寄附でなく、消費者に還元してほしいというようなご意見がございました。それから、レジ袋について関心がない方、むだに使うことを減らして、有料にしていくことが賛成ですと。やはり価値を感じているならば、ごみ袋もごみ袋としてきちんとお金を払って購入すべきだというお考えがございました。

それから、ごみの排出への無関心、ごみ袋はただが当たり前という意識を大きく 転換する今回の条例に賛成いたします。また、環境を大切にするレジ袋有料化は、 全国の中で杉並区民であるということが非常に誇れますということで、区民の方も こういった取り組みを杉並区がされていることには、全国でいろいろな地方に行っ たときも、杉並は環境に随分配慮していますねということでおっしゃられて、それ に対する誇りがあるということです。

また、環境破壊を防止するために、やはり協力体制を整えて条例を推進することを願っていますというような、主な内容が賛成の意見、条件つきでございます。

また、反対意見でございますけれども、1つは、人間をお金で動かす動物として 考えるのは人間らしくない。だから、お金を使って、有料化というようなことを使 って動物のように動かすのは人間らしくないというようなご意見もございました。

それから、レジ袋をそのままごみとして捨てている人はほとんどいないと思いますよというようなご意見でしたね。この方はレジ袋を有効に活用していると言っていますが、買い物をするとわかりますけれども、多重包装、約3分の1の包装がごみを出している。また、もっともっとこの有料化をする以前になすべきことがあるのではないかというご意見でした。

それから、ごみ袋は再利用している方もそうなんですが、むだにはしていませんと。ですから、東京都の指定袋、小さいものも30リットルということになってございますけれども、その辺はもうちょっと小さいものもあってもいいんじゃないか。30・40リットルという大きなものだと、やはり資源のむだではないかというご意見も、率直な意見ございました。

また、スーパーのレジ袋は、ごみ袋として有効に活用していますというご意見ですよね。そのご意見の中で、ごみ集積場で調査したこともないのに、安易な発想は やめてくださいというご意見でした。

会長

ほかにございますか。

U委員。

U委員

質問なんですけれども、3ページの7に「区との協定等について」というのがございますけれども、これが具体的にはどういうようなことを想定をしているのか、協定の中身等についてちょっと伺わせていただきたいと思います。

いろいろ条例をつくるときに、いろいろなところで、これに限らず、事業施行者と協定を結ぶというふうなこととか、あるいは住民と協定を結んでそれの実効性を高めるというふうなことがございますけれども、ここでも多分そういうことを想定をしているんだというふうに思いますけれども、具体的にはどういうふうなことをその協定に盛り込みたいと考えていらっしゃるか。協定の位置づけ等についても、お聞きしたいと思います。

#### 環境清掃部長

この協定方式ですね、杉並区は既に昨年から自主協定方式で実践しているわけですが、昨年はサミットさんと協定を結び、今年はオリンピックさんと協定を結び、 またいなげやさんとも、協定ではないんですけれども、確認書という形で、実質的 に中身は協定と同じような文書を取り交わしております。

こういう杉並で今までやってきた取り組みを踏まえて、事業者の方がそのレジ袋を有料化する、そういう取り組みについて行政との間で協定を結びたいというようなお申し出があった場合に、もう条例ができたんだから協定は結ばないんだよというのではなくて、そういった事業者の方のご希望があればこたえられるようにしたいと。中身としては、今申し上げたとおり、レジ袋有料化の中身ですから、いつからやるかとか、あるいはそのレジ袋の価格をどうするかとか、その収益があった場合にその収益金の扱いをどうするかとか、そういった内容がこの協定の中に盛り込まれるのかなと思います。

これはもう実際にそういう協定を結んでおりますので、その実際に結んだ協定を 参考にして、今後も事業者から希望があれば、そういった協定を結んでいくことが できるような根拠が必要かなということでございます。

会長

N委員、ではお願いします。

N委員

60%以上の目標を持って、一応この取り組みをしてもらって、60%達成しないと ころもあるとは思うんですが、一応この報告書をいただくわけなので、その報告書 の取りまとめというのをどういう形で公表していただくのかなということを教えて ください。

#### 環境清掃部長

仮にこの考え方に記載のとおり、マイバッグ等持参率60%以上の目標を掲げてもらって、1年間事業者の方にそれを、取り組みを進めてもらう。その結果、60%はいかなかったけれど50%だった、あるいは40%だった、そういった結果については、例えば広報でそのお店の名前も含めてきちんと公表をしていきたいと考えています。もちろん、ホームページ等も使って公表していきたい。

仮に60%の目標を立てたけれども、10%だった、20%だった、そういったところ は恐らく杉並ではちょっと考えられないんですが、もし仮にそういうものがあった ときには、やはりこの考え方の中に調査あるいは指導あるいは助言というような考 え方もありますので、よく事業者の方の状況を調査させていただいて、実はその 60%という目標の設定の仕方が、何か非常に問題があったというような場合につい ては、先ほどから話題になっている事業者名の公表というようなこともあわせて検 討したいということでございます。

ただ、60%というのはあくまでここで、考え方で現時点でお示ししている数字でありまして、60%以上というのは非常にマイバッグ等持参率の目標の数字として高過ぎるんじゃないかという意見が事業者の方からも寄せられておりますので、この点については、今後きちんとそういった意見を踏まえて検討しなければいけないというふうに考えています。

会長

まだございますでしょうか。

はい、P委員、どうぞ。

P委員

たくさんご意見が出ている中で、いろいろ皆さんが審議して、いろいろご意見があって、ここまで進んできたんですけれども、杉並区としては、私が思いますのには、もう有料化に一応踏み切ってみて、そしてこれからの答えをまたみんなと審議して、よかれという方向に持っていく。もう大分この協議も、会議も、やっぱりレジ袋削減、削減でどれほど何年もキャンペーンをやってきて、いろいろ身を粉にして皆さんに訴えてきたか。それは大変浸透していると思います。

ですから、ここでやっぱりそういう、もう皆さんが例えばレジ袋をごみにする人もいる、それからごみを入れて出す人もいる、また大事にとっておく人もいる。たくさんいろいろなスタイルの中で、これからそういうふうに踏み切ってみて、やがてどういう答えが出てくるか。私は悪い結果が出るとは思わないですね。いい結果を期待しているし、いい結果が出ると思っていますので、どうでしょうか、もうこ

### 会長

の辺で本当にそういうすっきりといい形に持っていけたらいいなと思っています。 ほかにございますか。

いろいろご熱心にご意見等いただきまして、ありがとうございました。答弁側も ほとんど部長が答弁してくださって、今日審議会から何になるのかなと思ったぐら いで、部長のいわゆる条例化にかける意気込みとか熱意というものもよく伝わって まいりました。

今後、今日いただきましたご意見など、十分に尊重されまして、できるだけ区民 が求める条例化像に近づけていただければよろしいんではないかと思います。

これからいろいろ議会での議論等もお願いしなければいけないですけれど、よろしくお願いしたいと思います。どうもありがとうございました。

では、あと事務局の方からほかにございましたらお願いします。

#### 環境課長

それでは、事務局の方からご案内をさせていただきますが、次回でございますが、第27回環境清掃審議会につきましては、来年1月16日水曜日、午前10時ということでございますので、よろしくお願いいたします。また案内等はこれから出させていただきますので、よろしくお願いします。

今日はいろいろとご苦労さまでございました。

#### 会長

では、これをもちまして、第26回の環境清掃審議会、閉会にいたします。 どうもありがとうございました。